

資料 1

令和 7 年 7 月 1 0 日
建設工事等入札・契約審議会

本組合の入札制度の概要について

1 本組合の入札制度について

本組合では、発注する業種にかかわらず、原則として、入札案件をホームページに公開して入札参加希望者を募り、参加資格があると認められた者の全てを指名して行う「参加希望型指名競争入札」を導入している。

また、予定価格が1億5,000万円超の建設工事又は高度な技術力を有する建設工事等については、募った入札参加希望者の中から、技術資料等の審査により業者を指名して実施する「公募型指名競争入札」を行うこととしている。

2 入札方法について

事前に入札参加者が一堂に会する機会をなくすことで、談合等不正行為への対応を強化するとともにより一層の競争性を確保するため、指定する日に入札参加者から送付された入札書を立会者のもとで開札する「郵便入札」を導入している。

3 予定価格の公表について

建設工事に係る入札については事前に、測量・設計等業務の入札については入札後に、それぞれ予定価格を公表している。

物品・役務の案件については、入札後でも予定価格の公表は行っていない。

【参考】種別による入札方法と予定価格の取扱い

発注種別	発注金額	入札方法	予定価格の取扱い
建設工事	1億5,000万円超	公募型指名競争入札	事前公表
	130万円超	参加希望型指名競争入札	事前公表
	130万円以内	随意契約	非公表
測量・設計等 業務	50万円超	参加希望型指名競争入札	事後公表
	50万円以内	随意契約	非公表
物品・役務	規則で定める額超	参加希望型指名競争入札	非公表
	規則で定める額以内	随意契約	非公表

※ 規則で定める額とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額（製造の請負：130万円、財産の買入れ：80万円、物件の借入れ：40万円、上記以外のもの50万円）

4 入札結果の公表について

建設工事及び測量・設計業務の案件については組合ホームページに結果を公表、物品・役務の案件については、組合事務局で結果一覧が閲覧できるようにしている。

5 最低制限価格制度について

建設工事及び測量・設計等業務の案件（性能発注方式を採用するものなど特殊な案件を除

く。)については、過度のダンピングを防ぎ、適正な施工の確保を図るため、設定した最低制限価格を下回った入札を行った者は失格となる最低制限価格制度を適用している。

それ以外の案件においても、一部の業務について、ダンピング受注防止のために最低制限価格制度を適用している。